

令和3年8月12日

令和3年

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 8月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年8月12日（木） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 18名 欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和雄	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	欠	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	欠	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 欠
林 充彦 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第48号 非農地判断の決定について
- 議案第49号 下限面積(別段の面積)の設定について

- 5.その他
- ・上毛町経営・生産対策推進会議委員の互選について
 - ・上毛町地域水田農業推進協議会委員の互選について
 - ・上毛町人・農地プラン検討委員会の互選について
 - ・令和3年度定例総会日程について
 - ・上毛町農地パトロール(利用状況調査)実施要領について
 - ・新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
 - ・農業委員会互助会について

会議の経過

令和3年8月12日(木)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会8月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

今回が農地利用最適化推進委員を迎えて初めての総会ですので、自己紹介をお願いします。奥野委員からお願いします。

(自己紹介)

本日は、前田委員、坪根委員、木下委員、宮秋委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から8月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席1番奥野委員、議席2番水嶋委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

最初に資料表紙の日付の変更をお願いします。8月10日を12日に修正してください。

今からの会議についてですが、議案の採決は農業委員の挙手で採決します。

質疑に関しては、最適化推進委員さんも発言をお願いします。

では、資料の2ページをお願いします。

議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権4件でございます。

期間は5年、6年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が6,767㎡です。

筆数は4筆で貸し手3名、借り手2名となっております。

賃貸料でございますが、現金で、反当10,000円～11,000円となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようなので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第45号については、原案のとおり

可決決定されました。

続きまして、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局

資料の5ページをお願いします。

議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字百留150番ほか計6筆、地目は全て田で、面積は計4,290㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字百留の●●さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は7、8、9ページのとおりです。

申請農地は大字百留及び上唐原の整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか
(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第46号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の10ページをお願いします。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字成恒122番2、地目は畑で面積は64㎡です。

譲渡人は豊前市の●●さんで、譲受人は大字尻高の●●さんです。

譲受人の権利取得後経営農地面積は、5,863㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は12、13ページのとおりです。

申請農地は成恒地区の県道沿いに位置する畑です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については(欠席の)宮秋委員が地区担当となりますが、事務局聞いていますか。

事務局 欠席の連絡を受けた際に伺いました。現地確認したところ特に問題はないとのことです。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第47号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議題第48号非農地判断の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第48号非農地判断の決定についてでございます。

前回7月期定例総会にてお諮りさせていただいた、再生利用が困難とされているB分類農地について、3名の委員の方と現地確認を実施しましたので結果を報告させていただきます。

大字西友枝において、820番ほか計10筆について7月16日に横山委員、前任の大石委員、前任の奥推進委員と事務局にて現地を確認しました。

15ページは西友枝820番ですが、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

19ページは西友枝3520番1ですが、写真のとおり営農が再開されていますのでB分類から除外し通常の農地に戻します。

22ページは西友枝2485番1ですが、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

25ページは西友枝2787番1ですが、写真のとおり森林となっており、再生利用は困難であり非農地と判断します。

29ページは西友枝2834番1ですが、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

33ページは西友枝2860番ですが、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

37ページからの西友枝1616番2ほかの3筆ですが、

39ページの西友枝1616番2は写真のとおり保全管理されていますのでB分類から外し、通常の農地に戻します。

40ページの1617番は、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

41ページの1614番1は、写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

最後に43ページからの西友枝1571番ですが、写真のとおり営農が再開されていますのでB分類から除外し通常の農地に戻します。

以上3520番1、1616番2、1571番の3筆は通常の農地に戻し、残る7筆については非農地と判断しましたので、皆様の協議をお願いします。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、農業委員2名(大石、横山)と最適化推進委員1名(奥)にて現地確認をしていますので、代表して横山委員より意見を求めます。

横山委員 7月16日に現地確認しました。
3筆は農地となっていました。7筆についてはほとんど棚田で雑草等が茂り、利用に向けては条件が悪い。また杉、檜等が植えられ農地には難しい状況でした。
審議のほど宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
無いようですので、採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第48号については原案のとおり可決決定されました。
続きまして、議案第49号下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の46ページをお願いします。
議案第49号下限面積(別段の面積)の設定についてです。
農地法第3条により、農地を取得する場合の下限面積については50アールと定められていますが、
町独自で下限面積を設定することも可能とされており、農業委員会は毎年、下限面積の設定
または、修正の必要性について審議することとなっております。
なお、検討に当たっては、農林業センサスのデータを参考にしますが、2020年の農林業センサスの、福岡県内のデータが公表されるのは今年の12月頃とされていますので、今回は、昨年度までと同様に2015年農林業センサスのデータを参考にしています。
このため、下限面積の変更を行う理由が見いだされなため、
現在のとおり、下限面積は50アール、空き家に付属するに農地に限っては1アール(1アール未満の場合はその面積)の変更は行わないと提案いたします。
以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

喜多代委員 5反に満たない人が農地を買うことを認めるのはどういう場合か。

事務局 農地の所有権を得ようとする場合、農地を取得する方の経営面積が、取得する面積を合わせて5反以上でないと認められないという制度はそのままですが、空き家に付属する農地の場合など、市町村独自で別段の面積を設定することも可能となっております。

そのため、毎年農業委員会で審議をするという事になっております。

緒方委員 通常は5反なければ農地を買えないということか。

事務局 農業委員会で下限面積を下げれば可能でございます。

緒方委員 地目は田だけですか。

事務局 田、畑併せての面積です。

議長 他に無いですか。

無いようですので採決に入ります。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第49号については、
原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他5件ありますので事務局から一件ずつお願いします。

事務局 では、その他の項目について事務局から申し上げます。

はじめに、各種委員の互選についてですが、

別綴じの資料、左上に上毛町経営・生産対策推進会議委員の互選についてと書かれた資料をご覧ください。

7月20日の臨時総会にて、宮本会長と松下職務代理に一任をいただいております。

上毛町経営・生産対策推進会議では、農業振興地域の除外や追加等について、年に4回、6月、9月、12月、3月に会議を開いています。

委員は、唐原地区から宮本会長、西吉富地区から松下職務代理、
友枝地区から横山委員、南吉富地区から前田委員を選ばせていただきました。

次に、1ページめくっていただいて、上毛町地域水田農業推進協議会委員の互選についてですが、この協議会は、農地の転作について年2回、7月と2月に会議を開いています。
委員には宮本会長を選出しています。

1ページめくっていただいて、上毛町人・農地プラン検討会委員の互選についてですが、
実質化した人・農地プランは令和2年度末に策定されました。

今後は、見直し等について不定期に会議を開くこととなります。

委員には、旧大平地域から八坂委員、旧新吉地域から宮秋委員を選ばせていただきました。
以上3件の委員の互選について、皆様の了承をいただきたいと思います。

宜しくお願いします。

議長 事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 次に、今後の会議日程についてですが、別紙の定例総会日程表のとおりでございますのでご確認下さい。9月以降の日程でございます。

次に、農地パトロールの実施についてご説明申し上げます。

農業委員会は、農地法に基づき毎年1回農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。また、これまでは荒廃農地の発生解消状況に関する調査も別に農地係がしておりました。内容がよく似た調査でして、今年度からは2つの調査を一本化して農業委員会が行うこととされました。

別綴じの資料「上毛町農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)」をご覧ください。

調査に先立ち、実施要領を総会で決定することとされております。

実施要領の内容は、全国農業会議所が示したものを参考に作成しております。

実施時期については8月を重点実施期間とすること、農業委員会が主体となり、産業振興課などと協力して実施すること、調査結果の取りまとめと、所有者等への農地利用意向調査の実施についてなどを定めています。

なお調査日程ですが、資料の3枚目に今回は8月の旧新吉地区について日程案を載せています。以上につきまして、皆様の了承をいただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

議長 何か質問はないでしょうか

緒方委員 服装は、作業服、長靴ですか。

議長 田んぼに入る可能性もあるので、長靴、長袖、作業ができる服装でお願いします。他に何かありませんか。
無いようですので、次をお願いします。

事務局 次に、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてご説明申し上げます。資料の「新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について」をご覧ください。内容は資料のとおりで、通常であれば新任委員さんに参加をご案内するところでございます。昨日、県からこの会議を10月に延長するという通知が来ました。10月の参加につきましては、コロナの状況をみて皆様に提案させていただきます。

次に、農業委員会互助会についてですが、

上毛町農業委員会委員互助会という会がございます、会員の親睦を図ることを目的としております。

これまでは、委員の皆様から年間1000円の会費をいただきながら運営してきたところでございますが、今後の継続について、次回定例総会にて提案させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

この他に、農業委員の就任のお祝いと農業新聞の活用のお願いが届いております。

今後、委員の皆様が届くようにいたしますので宜しくお願いします。

活動記録簿については、毎月活動したさいには記録して、翌月の定例総会に提出して下さい。
8月の農地パトロールにつきましても、こちらに記入して提出して下さい。
8月の農地パトロールは、24日に南吉富、25日に西吉富地区で、集合は9時です。
24日は役場、25日は西吉コミセン集合です。車は事務局でハコバン2台用意しますが、
こういう時ですので、委員さんの車もお願いするかもしれません。
以上です。

議長 よろしいでしょうか。他に委員の方から意見、質問はございませんでしょうか。

委員 活動記録簿の記入のやりかたがわからないのですが

事務局 資料の26ページで触れています。次回の時に記入例を配りたいと思います。

議長 やり方を簡単に説明したほうがよいのでは。

事務局 まず活動した日付を入れ、農地パトロールでは活動分類の農地パトロールのところに、
1日活動なら○を、半日なら△を記入して、細かいことは備考欄や活動記録張に
記入してください。

議長 農地パトロールで、新吉を回ったとか南吉を回ったとかをかつこ書きにて、問題点があれば
記入する。活動したことを書けばよいです。担当範囲を回ったとか記入してください。
今日の会議は、総会部会のところにチェックです。

事務局 総会のところに、半日なので △を記入して下さい。

委員 草刈しながらでも農地パトロールになりますか

事務局 草刈しながらというわけにはいきませんが、その際に近隣を見回り、荒れてないかなど
委員さんの目線で農地を利用されてるかなどを見て、問題があれば
みなさんでパトロールした時に、注意して見て判断することになります。

議長 他に無いでしょうか

それでは、8月期の定例総を終わります。

令和3年8月12日 午前9時40分閉会